

令和6年9月11日

保護者の皆様へ

伊勢市立浜郷小学校
校長 西沢 宏文

災害発生時（風水害・大規模地震等）における緊急対応について（改訂）

4月に配付させていただきましたが、改訂がありましたので差し替えをお願いします。

下線が引いてあるところが今回改訂となった箇所です。

風水害や大地震などの災害発生時や警報発表時には、浜郷小学校では児童の安全確保のために、下記のように対応いたします。ご確認いただき、いざというときに迅速に対応できますように、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

特別警報および避難指示が発令された場合、対応の原則は『ただちに命を守る行動をとる』です。

なお、緊急時の対応について『校支援メール』（保護者連絡システム）で連絡します。学校への問い合わせは、通信網の混乱や対応の遅れにつながりますので、ご遠慮ください。

記

I. 台風等の警報発表時の対応

1. 始業までに「特別警報」または「暴風警報」「暴風雪警報」が発表、または「避難指示」が発令された場合

***登校しないで自宅で待機をします**

時刻	警報	対応
午前7時まで	発表中	自宅で待機。学校に到着している場合は原則として帰宅。 状況により学校に待機する場合もあり。
午前7時～午前9時	解除	午前10時～午前10時25分に登校。 午前10時30分から3限目からの授業を行う。給食は実施
午前9時～午前11時	解除	自宅で昼食をすませて、午後12時40分～午後1時10分に登校。 午後1時15分から5・6限目の授業を行う。給食はなし 学年によっては5限目のみ。（5限終了14:00 6限終了14:55）
午前11時過ぎ	発表中	「休校」とします。外出はせず、自宅で学習する。

2. 始業後に「特別警報」または「暴風警報」「暴風雪警報」が発表、または「避難指示」が発令された場合

- 直ちに授業を中止し、すみやかに帰宅させます。状況により保護者に引き渡すなど適切な処置を講じます。
 - 児童が帰宅する際に保護者の都合により引き渡しに難しい場合は、原則学校で待機させ、保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置を講じます。
- ※ 台風等緊急時における登下校やお子さまの居場所については、普段からお子さまともよく話し合っておいてください。
- ※ 児童の引き渡しについては、別紙『令和6年度 災害時等児童引き渡しマニュアル』をご覧ください。

3. 大雨や洪水、大雪等で危険な状態が予想される場合

- 始業前に「大雨・洪水警報や注意報等」が発表されている場合、原則、授業を行いますので、気をつけて登校させてください。ただし、気象状況や通学路の状況によって、登校が危険であると予想される場合は、保護者の判断で自宅待機させ、学校へその旨を連絡してください。
- 始業後に「大雨・洪水警報」の発表や、集中豪雨など危険が予想される場合には、状況を判断して緊急下校させることがあります。なお、状況を判断し、必要な場合は保護者への引き渡しを行います。

4. 地区によって登校が危険なとき

警報や注意報が出ていない場合であっても、地区によっては登校が危険な場合があります。このような場合は、保護者の判断で児童の登校を中止（自宅待機）させ、学校へその旨を連絡してください。

- * 登校しなくてもよいのは、次の二つの場合です。
- ・「特別警報」または「暴風警報」「暴風雪警報」「避難指示」が『伊勢市』に発表または発令されたとき
 - ・「登校することが危険」と保護者が判断したとき

II. 大規模地震発生時等の対応

1. 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

原則として教育委員会の指示のもと、次の通りにします。

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
 - 児童が在学中の場合は、情報収集に努め、注意対応をとりながら、平常どおり過ごします。
 - 児童が登校前の場合は、教育委員会の指示があるまで自宅待機とします。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
 - 児童が在学中の場合は、情報収集に努め、注意対応をとりながら学校活動を継続します。
 - 児童が登校前の場合は、教育委員会の指示があるまで自宅待機とします。
 - 発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、下校（必要に応じて引渡し）や休業の措置を講ずることもあります。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
 - 児童が在学中の場合は、学校活動を中止し、待機や引渡しによる措置を講じます。
 - 児童が在宅中の場合には、1週間の休業を基本として、児童は登校させません。
- 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合
 - 日頃からの地震への備えを再確認し、平常通り過ごします。

2. 「Jアラート」が発動された場合

Jアラートは、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報、津波警報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報が送信されます。

対応は、『II. 1「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合②③』に準ずることとします。